

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

平成29年6月22日（木）午後1時30分～午後3時00分

第2 出席者

1 公安委員会

小林委員長、大塚委員、堀井委員

2 県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長
首席監察官、警察学校長、情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

警察官の援助要求について

警務部長から、警察官の援助要求について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

2 報告事項

(1) 平成29年5月中における情報公開請求等の状況について

警察から、平成29年5月中における情報公開請求等の状況について報告があった。

(2) 利殖勧誘事犯の検挙について

生活安全部長から、利殖勧誘事犯の検挙について報告があった。

(3) 都市計画法違反事件の送付について

生活安全部長から、都市計画法違反事件の送付について報告があった。

3 その他

特殊詐欺事件の検挙等捜査状況について

刑事部長から、特殊詐欺事件の検挙等捜査状況について報告があった。その際、堀井委員から「よく検挙していただいている。今後とも、検挙と広報啓発活動などによる特殊詐欺事件の抑止に努めていただきたい。」旨発言があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

刑事部長から、警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、10件について行政処分を決定した。

(2) 行政不服審査法に基づく申出の受理について

警察から、行政不服審査法に基づく申出の受理について報告があり、これを了承した。

(3) 行政不服審査法に基づく審査請求に伴う審理官の指定について

警察から、行政不服審査法に基づく審査請求に伴う審理官の指定について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(4) 行政不服審査法に基づく審理経過調書について

警察から、行政不服審査法に基づく審理経過調書について報告があり、これを了承した。

(5) 行政不服審査法に基づく決裁書について

警察から、行政不服審査法に基づく決裁書について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(6) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例第20条の規定に基づく船舶の航行の制限に関する指定について

警察から、滋賀県琵琶湖等水上安全条例第20条の規定に基づく船舶の航行の制限に関する指定について説明があり、原案のとおり決裁した。

このページについてのお問い合わせ

滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室

電話:077-522-1231